

Client Alert

2024年2月号 (Vol.122)

1. はじめに
2. 知的財産法：「AI事業者ガイドライン案」及び「AIと著作権に関する考え方について（素案）」に関する意見募集が開始
3. 競争法／独禁法：中国における企業結合届出基準の改正
4. エネルギー・インフラ：自己託送における要件の厳格化
5. 労働法：雇用保険制度の適用拡大に向けた雇用保険部会報告の公表について
6. 会社法：東証、「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に関する開示企業一覧表を公表
7. 危機管理・コンプライアンス：経済産業省、「外為法違反事案の分析結果について（安全保障貿易管理関係）（2022年度）」を公表
8. 一般民事・債権管理：中小企業の事業再生等に関するガイドライン及びQ&Aの改定
9. M&A：「インサイダー取引規制に関するQ&A」に「応用編（問6～問8）」が追加
10. キャピタル・マーケット：金融庁、有価証券報告書のサステナビリティに関する考え方及び取組の全般的な開示のポイントを公表
11. 税務：東京地裁、総則6項の適用可否が争われた事案で、納税者勝訴
12. 国際訴訟・仲裁：英国仲裁法の改正法案につき call for evidence（根拠に基づく情報提供の照会）手続が開始
13. 国際通商／経済安全保障：セキュリティ・クリアランスに関する最終とりまとめの公表及び今後の動向
14. 米国：労働省、従業員と請負人の区分に関する規則の最終案を公表
15. 中国・アジア（タイ）：個人情報保護法（PDPA）における個人情報の第三国への移転に関する告示
16. 新興国（UAE）：新たな企業結合規制を盛り込んだ新競争法の制定

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2024年2月号 (Vol.122) を作成いたしました。実務における一助となれば幸いです。

Client Alert

2. 知的財産法：「AI 事業者ガイドライン案」及び「AI と著作権に関する考え方について（素案）」に関する意見募集が開始

総務省及び経済産業省は、2024 年 1 月 20 日に、「AI 事業者ガイドライン案」の意見募集を開始しました。意見募集期間は、2024 年 2 月 19 日までとなります。

本編の目次は以下のとおりであり、AI 開発者・提供者・利用者という幅広いステークホルダーをカバーしており、またテーマも多岐にわたるものであり、実務上、広く参照されることになると想定されます。なお、[Client Alert 2023 年 10 月号 \(Vol.118\)](#) では、ガイドラインスケルトン（案）の公表について触れましたが、同スケルトン案からは構成も変わっています。

第 1 部：AI とは

第 2 部：AI により目指すべき社会と各主体が取り組む事項

A.基本理念 B.原則 C.共通の指針 D.高度な AI システムに関係する事業者に通
の指針 E.AI ガバナンスの構築

第 3 部：AI 開発者に関する事項

第 4 部：AI 提供者に関する事項

第 5 部：AI 利用者に関する事項

また、文化庁は、2024 年 1 月 23 日に、「AI と著作権に関する考え方について（素案）」の意見募集を開始しました。意見募集期間は、2024 年 2 月 12 日までとなります。

同素案は、[文化庁文化審議会著作権分科会法制度小委員会](#)が作成したものであり、[Client Alert 2024 年 1 月号 \(Vol.121\)](#)でも取りあげたものですが、同号で取りあげた 2023 年 12 月 20 日版のあと、2024 年 1 月 15 日版が公表され、さらに、意見募集の対象となっている 2024 年 1 月 23 日版が公表されており、1 ヶ月の間にアップデートが繰り返された経緯があります。

本素案の論点に関する検討部分では、主に、近時の生成 AI の普及に伴い実務上も注目されている以下の論点について踏み込んだ言及がされています。

(1) 学習・開発段階

- ・著作権法 30 条の 4 本文の非享受目的に該当する場合について
- ・著作権法 30 条の 4 但書の著作権者の利益を不当に害することとなる場合について

(2) 生成・利用段階

- ・著作権侵害の有無の考え方について
- ・侵害に対する措置について
- ・侵害行為の責任主体について

(3) 生成物の著作物性

- ・生成 AI に対する指示の具体性と AI 生成物の著作物性の関係について

Client Alert

実務上も学術上も重要なポイントについて一定の考え方が示されている素案であるため、意見募集手続でも、多数の意見が寄せられることが予想されます。

[2024年1月15日開催の文化審議会著作権分科会法制度小委員会（第6回）](#)の参考資料5の『文化審議会著作権分科会法制度小委員会 開催実績及び今後の進め方（予定）』では、2月下旬にパブリックコメントの結果が公表され、3月の文化審議会著作権分科会において最終報告されるものとされており、今後の動きを注視する必要があります。

パートナー 小野寺 良文
 ☎ 03-5223-7769
 ✉ yoshifumi.onodera@mhm-global.com

パートナー 田中 浩之
 ☎ 03-6266-8597
 ✉ hiroyuki.tanaka@mhm-global.com

3. 競争法／独禁法：中国における企業結合届出基準の改正

中国競争当局（「SAMR」）は、2024年1月26日、以下の企業結合届出基準の改正を1月22日付で公表・施行しました（「本改正」）。本改正は、届出基準の枠組はそのままに、当事会社売上高の基準額を変更するものです。改正前と改正後と比較すると、以下のとおりです（基準①又は基準②のいずれかを満たす場合、事前届出が必要となります。）。

	改正前	改正後
基準①	<ul style="list-style-type: none"> 企業結合を行う全当事会社の直近会計年度における全世界での売上高の合計が <u>100 億人民元</u> を超え、かつ、 そのうち 2 以上の当事会社の直近会計年度における中国国内での売上高がそれぞれ <u>4 億人民元</u> を超える場合 	<ul style="list-style-type: none"> 企業結合を行う全当事会社の直近会計年度における全世界での売上高の合計が <u>120 億人民元</u> を超え、かつ、 そのうち 2 以上の当事会社の直近会計年度における中国国内での売上高がそれぞれ <u>8 億人民元</u> を超える場合
基準②	<ul style="list-style-type: none"> 企業結合を行う全当事会社の直近会計年度における中国国内での売上高の合計が <u>20 億人民元</u> を超え、かつ、 そのうち 2 以上の当事会社の直近会計年度における中国国内での売上高がそれぞれ <u>4 億人民元</u> を超える場合 	<ul style="list-style-type: none"> 企業結合を行う全当事会社の直近会計年度における中国国内での売上高の合計が <u>40 億人民元</u> を超え、かつ、 そのうち 2 以上の当事会社の直近会計年度における中国国内での売上高がそれぞれ <u>8 億人民元</u> を超える場合

Client Alert

このように、本改正により、全世界売上高と中国国内売上高の基準額がともに大幅に引き上げられたため、届出の対象となる企業結合はこれまでと比べ相当程度限定されることが見込まれます。一方、中国独禁法は、届出基準を満たさない企業結合についても、企業結合により競争を排除・制限する効果を有する又はその可能性がある場合、SAMRは当事会社に対し届出を要求することができる旨規定されているため、これまで通り、届出基準を満たさない場合であっても、SAMRが企業結合審査を行う可能性がある点には留意が必要です。

本改正に先立ち2022年に公表されていた、企業結合届出基準改正草案においては、いわゆる killer acquisition を事前届出の対象とする観点から、(i)企業結合の一方の当事会社の直近会計年度の中国国内における売上高が1,000億人民元を超え、かつ、(ii)もう一方の当事会社の事業者の時価総額又は評価額が8億人民元以上かつその直近会計年度の中国国内売上高が全世界売上高に占める割合が3分の1を超える場合、という3つ目の新たな届出基準も含まれていました。しかし、本改正では、この新たな基準は採用されませんでした。

本改正により、届出対象となる企業結合の数は相当程度減少することが見込まれる一方、届出対象となる企業結合に対しては、当局のリソースがより大きく割かれる結果、従前以上に詳細な審査が行われる可能性があります。特に、2022年の独禁法改正により、一定の事由が生じた場合¹、企業結合の審査期間の進行が停止（Stop the Clock）する制度が導入されており、実際に約半年程度期間進行が停止される事案も出てきていることから、同制度と相まって、複雑なケースについては審査期間がより長期化するおそれもあります。事業者において、今後の企業結合の際には、上記の点も考慮の上、届出の準備を行うことが推奨されます。

パートナー 宇都宮 秀樹

☎ 03-5223-7784

✉ hideki.utsunomiya@mhm-global.com

パートナー 竹腰 沙織

☎ 03-6266-8903

✉ saori.takekoshi@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 後潟 伸吾

☎ 092-739-8144 (福岡)

✉ shingo.ushirogata@mhm-global.com

¹ ①事業者が規定どおりに文書・資料を提出しておらず、審査を進めることができなくなったとき
②企業結合審査に重大な影響を及ぼす新たな状況・事象が出現し、確認を経なければ審査を進めることができないとき
③企業結合に付加する制限条件につき、さらなる評価が必要であり、かつ事業者が停止の請求をしたとき

Client Alert

4. エネルギー・インフラ：自己託送における要件の厳格化

2023年12月26日、第68回電力・ガス基本政策小委員会（「本委員会」）において自己託送の要件が厳格化されることが示されました。

以下、厳格化されることとなった自己託送の要件について概説します。

(1) 発電設備の所有に係る要件の厳格化

自己託送を利用するに当たって、従来の自己託送制度のもとでは、電気事業法2条1項5項口における非電気事業用電気工作物（「対象発電設備」）を維持し、運用する者（「発電設備維持運用者」）と、それにより発電又は放電された電気の需要者との間に、経済産業省令²で定める「密接な関係」があることが認められれば足り、対象発電設備を発電設備維持運用者自身が所有しているか否かや、所有権を取得した方法については問題とされませんでした。

しかしながら、かかる制度の下で存在した、他者が開発・設置した対象発電設備の譲渡又は貸与等を受けた需要家が名義上の管理責任者となり、実際の維持、運用は他の第三者が実施するといったケースについて、自家発自家消費の延長として需要家の保有する自家用発電設備の有効活用を図るという自己託送制度の趣旨に反する、という指摘がなされています。

そこで、今回の自己託送の要件の厳格化により、自己託送を利用する場合には、対象発電設備を発電設備維持運用者が自ら開発し、所有することが必要とされ、第三者から対象発電設備の譲渡又は貸与等を受ける場合³は、自己託送の利用を認めないこととされました。また、需要側における受電設備についても、発電側の対象発電設備と同様に、第三者から受電設備の譲渡又は貸与等を需要家が受ける場合は、自己託送の利用を認めないこととされています。

(2) 電気の最終消費者に係る要件の厳格化

自己託送は、元来、送電する電気の最終消費者が自家用発電設備を保有する需要家自身であることや当該需要家と、「密接な関係」を有する者であることを想定した制度ですが、需要場所における受電設備を保有している者が受電した電気を、当該需要場所内でテナント等の他者に供給（融通）する場合において、発電設備維持運用者と受電設備を保有している者との間には「密接な関係」が認められるものの、発電設備維持運用者と電気の最終消費者（テナント等の他者）との間には「密接な関係」を認めることができない事例があり、このように密接な関係性要件を満たしていない他者（最終消費者）への電気の供給（融通）を実体的に認めることは、制度趣旨等に反するという指摘がされています。

² 電気事業法施行規則2条及び3条

³ 但し、自社で開発投資を行い、発電設備の完工に伴って請負契約等に基づき所有権の移転が行われる場合を除きます。また、完全子会社が設置した対象発電設備について、当該完全子会社から譲渡を受ける場合も除外されています。

Client Alert

そこで、一の需要場所内で他者に電気を供給（融通）する場合には、当該他者との関係でも「密接な関係」が必要となることが明確化されることとなりました。これにより、いわゆるマンション一括受電等の供給形態の場合においては、自己託送の利用は事実上できないことが明らかとなりました⁴。

(3) その他の要件厳格化の方向性について

本委員会では、上記二つの要件の他にも、対象発電設備の維持・運用等のすべてを他の事業者等に外部委託している場合を自己託送の対象から除外すること（発電設備の維持・管理に係る要件の厳格化）や、自家消費分を除いた余剰電力分を送電する場合のみを自己託送の対象とすること（送電する電気の性格に係る要件の厳格化）、が検討されましたが、結果としてこれらの要件の導入は見送られることとなりました。もっとも、これらの要件を含む更なる要件の厳格化や制度の見直しを排除することはせず、必要な検討を不断に行うとの方向性が示されています。

また、現行制度の下では、自己託送により電気を供給する場合、当該電気については再生可能エネルギー賦課金の対象とはなりません。かかる賦課金の在り方についても必要に応じた検討が必要になるのではないかと指摘がなされていることにも留意が必要です。

上記(1)及び(2)の要件については、2023年12月末までに系統連系手続き（特別高圧・高圧については接続検討申込み、低圧については接続契約の申込み）を行っていない案件に適用されることとなります。したがって、今後系統連系手続きを行う案件は、すべて厳格化後の要件のもとで、自己託送制度の利用の可否が判定されることとなります。

なお、こうした自己託送の要件の厳格化は、経済産業省が公表する自己託送に係る指針の改正によって行われることが予定されています。本委員会では、その改正イメージについても明らかとされていますが、具体的な改正案はまだ公表されていないため、今後は自己託送に係る指針の改正の動向が注目されます。

パートナー 小林 卓泰

☎ 03-5223-7768

✉ takahiro.kobayashi@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 鮫島 裕貴

☎ 03-5220-1858

✉ yuki.sameshima@mhm-global.com

⁴ なお、小売供給契約においては、需要家（電気の最終消費者）と一定の特別な関係が認められる者が、当該需要家に代わって契約名義人となることが例外的に許容されていますが（フランチャイズ事業において、フランチャイザーがフランチャイジーに代わり契約名義人となる場合等）、従前から自己託送における接続供給契約においては同様の特例は認められておらず、この場合に自己託送が認められないという取扱いに変更はありません。

Client Alert

5. 労働法：雇用保険制度の適用拡大に向けた雇用保険部会報告の公表について

2024年1月10日、労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会は、2023年9月7日から2024年1月5日までの検討結果をまとめた、雇用保険制度の見直しに関する報告書（「本報告書」）を公表しました。

本報告書は、新型コロナウイルス感染症の影響による雇用調整助成金の拡充等の財政運営上の特例措置を含む雇用保険制度等の現状、働き手の多様化を含む雇用保険制度等の見直しの背景を前提に、2023年6月13日に閣議決定された「こども未来戦略方針」及び同月16日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」等で検討されるべきとなった各事項に関連して、雇用保険制度等の見直しの方向を示しており、その概要は以下のとおりです。

① 雇用保険制度の適用拡大について

現在、週の所定労働時間が20時間以上の雇用労働者を適用対象としている雇用保険制度について、2028年度中に、週の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者にも適用することとすべき

② 基本手当について

正当な理由がなく自己の都合により離職する者に対する基本手当の給付制限については、その期間を2ヶ月としているが、転職を試みる労働者が安心して再就職活動を行えるようにするため、2025年度からは1ヶ月へと短縮すべき

③ 教育訓練給付等について

自ら教育訓練に取り組む労働者への支援を強化するため、2024年度中に、教育訓練給付金の対象訓練の内容等に応じ、拡充を行うべき

④ 男女ともに働きながら育児を担うことができる環境の整備について

2025年度から、子の出生後一定期間内に、被保険者とその配偶者がともに一定期間以上の育児休業を取得した場合には、産後パパ育休期間と同じ期間である28日間を限度に、休業開始前賃金の80%相当額の給付を支給するようにすべき

本報告書では、上記を含め、多岐にわたる見直し事項が列挙されています。そして、これらの措置の円滑な施行に向け、きめ細かい周知・広報等を行うことはもちろん、施行後においては、データ収集や分析を進めて検証し、必要な措置を講ずるべきである旨の提言もなされています。今後、本報告書を踏まえた法令や制度の変更がなされることが想定されますので、今後の動向には注目が必要となります。

パートナー 荒井 太一

☎ 03-5220-1853

✉ taichi.arai@mhm-global.com

アソシエイト 澤 和樹

☎ 03-6212-8387

✉ kazuki.sawa@mhm-global.com

Client Alert

6. 会社法：東証、「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に関する開示企業一覧表を公表

2024年1月15日、東京証券取引所（「東証」）は、「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に関する開示企業一覧表（「一覧表」）を公表しました。東証は、2023年3月にプライム市場及びスタンダード市場の全上場会社を対象に、「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」の要請を実施していますが、対応を進めている企業の状況を投資者に周知し、企業の取組みを後押ししていく観点から、要請に基づき開示している企業の一覧表の公表を開始したものです。一覧表では、2023年12月末時点で直近に提出されているコーポレートガバナンス報告書において、「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」というキーワードを記載している会社は「開示済」、「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応（検討中）」というキーワードを記載している会社は「検討中」と分類して掲載しています。

東証は、併せて2024年2月1日、「投資者の視点を踏まえた「資本コストや株価を意識した経営」のポイントと事例」（「本事例」）も公表しています。本事例では、投資者が企業に期待している取組みのポイントやそのポイントが押さえられていると投資者が一定の評価をしている取組みの事例、反対に投資者目線とのギャップが生じている企業の事例をまとめています。本事例では、既にPBR1倍を超えている場合であっても更なる向上に向けて積極的な検討・対応が求められることや、自社株買いや増配のみの対応や過性の対応ではなく経営資源の適切な配分のための抜本的な取組みが期待されること、取組みを羅列するのではなく中長期的に目指す姿の実現と紐づけた開示が求められること等が、具体例とともに指摘されています。

一覧表は、今後毎月更新される予定であり、投資家において東証の要請を受けた各社の対応への関心が益々高まることが予想されます。各社は、今回公表された一覧用や本事例も活用しつつ、開示内容の検討を実施する必要があります。

<参考資料>

東証：「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に関する開示企業一覧表の公表について」（2024年1月15日）

<https://www.jpx.co.jp/news/1020/20240115-01.html>

東証：「投資者の視点を踏まえた「資本コストや株価を意識した経営」のポイントと事例の公表について」（2024年2月1日）

<https://www.jpx.co.jp/news/1020/20240201-01.html>

パートナー 石井 裕介

☎ 03-5223-7737

✉ yusuke.ishii@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 香川 絢奈

☎ 03-5220-1847

✉ ayana.kagawa@mhm-global.com

Client Alert

7. 危機管理・コンプライアンス：経済産業省、「外為法違反事案の分析結果について（安全保障貿易管理関係）（2022年度）」を公表

経済産業省は、2024年1月14日、「外為法違反事案の分析結果について（安全保障貿易管理関係）（2022年度）」を公表しました。

外国為替及び外国貿易法（「外為法」）48条1項及び25条1項で規制対象となっている貨物又は技術を、経済産業大臣の許可を取得せずに輸出又は提供したことが発覚した場合、経済産業省は、事実関係の解明及び再発防止策を実施し、今後、同様の不正輸出等を防ぐことを目的に、事後審査を行うこととしています。

今回公表された資料では、2022年4月1日から2023年3月31日までの間に経済産業省が処分を決定した事案を対象として、①処分内容別の割合、②企業規模別の違反割合、③違反原因分類別の割合、④違反発覚の端緒分類別の割合、⑤違反仕向地域別の割合、⑥違反項番号別の割合、という視点で分析がなされています。

違反原因に係る分析結果によれば、輸出管理内部規程（CP）の届出の有無、資本金の額、従業員の数にかかわらず、違反理由の多数を占めるのは該非判定未実施・判定誤り・他社判定鵜呑みなど「該非判定」の違反となっており、「該非判定」の違反の中でも特に「判定の未実施・非規制思い込み」が最も多くの違反理由となっています。

企業にとって外為法の規制対象となるかについての判断が決して容易なものではなく、特にCP届出企業以外の企業においては、経済産業省や税関が指摘するまで、違反したことに企業自身が気が付いてないケースが多いことが本公表資料からは読み取れます。今回公表された資料では処分内容は軽微事案が大半でしたが、事案によっては重大な処分の対象となる可能性もあることから、企業内での管理体制の整備を図っていくことに加えて、外為法の規制対象となるかの判断に迷った場合には、専門機関や専門家への確認を行うことが重要となります。

パートナー 藤津 康彦

☎ 03-6212-8326

✉ yasuhiko.fujitsu@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 小川 貴大

☎ 03-6213-8116

✉ takahiro.ogawa@mhm-global.com

Client Alert

8. 一般民事・債権管理：中小企業の事業再生等に関するガイドライン及びQ&Aの改定

2024年1月17日、中小企業の事業再生等に関する研究会は、中小企業の事業再生等に関するガイドライン（「GL」）⁵及びQ&A（「QA」）の改定（「本改定」）を公表しました。本改定は、2022年4月のGL適用開始以降の中小企業の事業再構築支援ニーズの高まりを踏まえ、事業再生における関係者（債務者・債権者・実務専門家等）の平時からの一層の連携等を促すとともに、利用実績を踏まえた運用面における改善や明確化等を目的とするものとされています。

本改定は、GLにおける①中小企業の事業再生等に関する基本的な考え方（第二部）と中小企業の事業再生等のための私的整理手続（第三部）のうち、②再生型私的整理手続及び③廃業型私的整理手続の各項目を改定しています。①②の主な改定は下記のとおりです。なお、本改定後のGL及びQAの適用開始は2024年4月1日とされていますが、適用開始日前でも関係者の合意があれば、本改定後のGL及びQAを利用することができるかとされています。

GL/QA	改定内容
GL 第二部	実務専門家の役割を追加（中小企業の主体的な取組みに対する支援、外部機関等の連携体制の確保）
GL 第三部 +QA	中小企業者による第三者支援専門家及び主要債権者へのスポンサー候補者選定の経緯の丁寧な説明等による透明性の確保。なお、透明性確保のための具体的な対応 ⁶ についてもQAにて追加
QA	債務減免や債務返済猶予の場合の第三者支援専門家の認定要件を追加
QA	選任する第三者支援専門家について、遠方の第三者支援専門家も候補となり得る旨を追加
QA	第三者支援専門家補佐人の役割・選任方法を追加
QA	一時停止の要請の際、第三者支援専門家の判断により、対象債権者が中小企業者に対して有する債権の状況を第三者支援専門家に対して届け出るよう要請する場合があります旨を追加
QA	原則、権利関係の調整は債権者間で平等とするものの、例外的に債権者間の負担割合に差異を設けることができる場合の具体例 ⁷ を追加
QA	財務デューデリジェンスの基準日の設定方法として、①直前の決算期末を

⁵ GLについては、[Client Alert 2022年8月号（Vol.104）](#)及び[Client Alert 2023年12月号（Vol.120）](#)もご参照ください。

⁶ ①単一のスポンサー候補者から選定された場合、中小企業者との人的繋がりや取引関係等を説明の上、同企業者の状況から他の候補者が見つかる可能性が低いことを説明する。

②ファイナンシャルアドバイザーに依頼し、広くスポンサー候補者を探索した場合、スポンサー候補者リスト及び作成経緯、それぞれのスポンサー候補者からの提示条件の一覧を主要債権者に開示する。

⁷ リース債権等について、①リース債務残高から利息相当額を控除した未返済元本残高に相当する額を基準額として他の金融債権と同じカット率を適用する又は②リース債務残高に利息相当額が含まれていることを考慮し、他の金融債権とカット率に差異を設けること。

Client Alert

一般的としつつ、②直前の決算期末から手続開始までの間に資産・負債の状況が変動するような場合等は事業再生計画案を提示する直近時点を基準日とすることも許容され、③その他にも客観的な一時点を基準日とすることも可能である旨の追加
--

2023年の倒産件数は2022年に続き前年を上回り、2024年に入ってから人件費高騰・物価高によるコスト増やコロナ禍以降猶予されてきた未払社会保険料や国税の支払等の影響を受ける事業者も増加してきています。このような状況下において、幅広い事業者を対象とし、迅速かつ柔軟な対応を可能とするGLの利用が広がっており、今回の改定を踏まえたGLの運用がより一層注目されます。

パートナー 石田 渉

☎ 03-6266-8926

✉ wataru.ishida@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 後潟 伸吾

☎ 092-739-8144 (福岡)

✉ shingo.ushirogata@mhm-global.com

9. M&A : 「インサイダー取引規制に関する Q&A」に「応用編 (問 6～問 8)」が追加

金融庁及び証券取引等監視委員会が、2023年12月8日、知る前契約・計画の要件及び株式報酬に係るインサイダー取引規制の適用に関し、インサイダー取引規制に関するQ&Aに「応用編 (問 6～問 8)」を追加しました。

M&Aに関する改正としては、応用編 (問 6) の追加が注目されます。応用編 (問 6) では、上場会社の役員等が、自社や取引先の株式を売買するための契約を結び又は計画を策定した後に重要事実を知った場合について、上場会社の役員等の会社関係者が、外形上は重要事実を知る前に契約を結び又は計画を策定したとしても、その後知る未公表の重要事実の内容に応じて当該契約・計画に基づく売買等を実行するか中止するかを選択できるような場合、当該契約・計画に基づく売却は、インサイダー取引規制の適用除外の対象にはならない旨が示されています。

インサイダー取引規制において、売買等を行う時点において未公表の重要事実を知っていたとしても、「知る前契約」の履行又は「知る前計画」の実行として当該売買等を行う場合は、当該重要事実を知ったことと無関係に行われる売買等であることが明らかといえることから、適用対象外とされておりますが (金商法 166 条 6 項 12 号)、上記 Q&A はかかる適用除外規定が適用される範囲の明確化を図るものと理解されます。

以上のように、知る前契約・計画を定めるにあたっては、その内容について、慎重な検討が必要になるといえます。

Client Alert

<参考資料>

金融庁、証券取引等監視委員会「インサイダー取引規制に関する Q&A」

https://www.fsa.go.jp/news/r5/shouken/20231208/231208insider_qa_.pdf

パートナー 大石 篤史

☎ 03-5223-7767

✉ atsushi.oishi@mhm-global.com

アソシエイト 安原 彰宏

☎ 03-5293-4891

✉ akihiro.yasuhara@mhm-global.com

10. キャピタル・マーケット：金融庁、有価証券報告書のサステナビリティに関する考え方及び取組の全般的な開示のポイントを公表

金融庁は、2023年12月27日、「記述情報の開示の好事例集2023」を公表しました。金融庁は、開示の充実化に向けた実務の積上げ・浸透を図る目的のもと、2018年から毎年「記述情報の開示の好事例集」（好事例集）を公表・更新していますが、2023年1月に改正された企業内容等の開示に関する内閣府令において、有価証券報告書等にサステナビリティに関する考え方及び取組の記載欄が新設されたことを踏まえ、今般の好事例集では、サステナビリティに関する考え方及び取組の記載について投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント等が取りまとめられています（本公表）。

本公表では、当該記載全般に関してのポイントとして、サステナビリティ情報では、比較可能性、透明性、独自性の3つの観点が重要であること、サステナビリティへの取組に係る全体像において、戦略と指標及び目標についての考え方や取組方針、サステナビリティに関する取組と企業価値創出との関係、KPIを選定した理由・算定方法等の説明がそれぞれ有用であることが示されています。また、このほかに、「全般的要求事項」、「気候変動関連等」、「人的資本、多様性等」、「人権」、「個別テーマ」ごとに、参考になる主な開示例とともに開示の各ポイントが挙げられています。

サステナビリティ情報については、引き続き、国際的な開示や第三者による検証手続きの基準策定やその活用の動きが急速に進んでいる状況であり、投資家からの関心も高まっているところであり、従来の有価証券報告書の枠を超えた制度改正が行われる可能性もあります。各企業においては、本公表の内容も踏まえた上で、サステナビリティ情報につき開示の更なる充実化を図ることが求められます。

Client Alert

パートナー 鈴木 克昌
☎ 03-6212-8327
✉ katsumasa.suzuki@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 森田 理早
☎ 03-6213-8124
✉ risa.morita@mhm-global.com

11. 税務：東京地裁、総則 6 項の適用可否が争われた事案で、納税者勝訴

東京地方裁判所（裁判長：岡田幸人裁判官）は、2024 年 1 月 18 日、財産評価基本通達（「評価通達」）の総則 6 項の適用可否が争われた事案において、納税者勝訴の判決（「本判決」）を言い渡しました。

本判決の事案は、被相続人が、自身が代表取締役を務める会社が発行する株式の売却に向けて買手候補者と基本合意書を締結した後に死亡し、その 2 人の子が、相続により取得した当該株式（「本件株式」）を評価通達の定める方法（類似業種比準価額方式）により評価して相続税の確定申告（1 株当たり約 8 千円）を行ったのに対して、税務当局は、本件株式の価額について評価通達の定めにより評価することが著しく不相当であるとして、評価通達総則 6 項に基づき、別途実施した株式価値算定（1 株当たり約 8 万円）により更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を行ったというものです。なお、本件株式は相続後に基本合意書に記載された金額（1 株当たり約 10 万 5 千円）で予定通り売却されています。

本判決は、最高裁令和 4 年 4 月 19 日判決の判断枠組み（同判決の詳細については、当事務所の [WEALTH MANAGEMENT NEWSLETTER 2022 年 5 月号 \(Vol.24\)](#) ご参照。）を踏まえて、評価通達の定める方法（本件では類似業種比準価額方式）による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情（特段の事情）があるか否かについて検討するとしました。そして、本判決は、本件の被相続人及びその相続人である 2 人の子が相続税の租税回避目的で株式の売却を行ったとは認められない等と判断した上で、そのような特段の事情は認められないと判示して、国側の主張を排斥し、納税者の主張を認めました。

本判決は上記最高裁判決の判断枠組みを踏まえた初めての判決であり、今後、当該判断が維持されるかが注目されます。

パートナー 大石 篤史
☎ 03-5223-7767
✉ atsushi.oishi@mhm-global.com

アソシエイト 山岡 孝太
☎ 052-446-8659
✉ kota.yamaoka@mhm-global.com

Client Alert

12. 国際訴訟・仲裁：英国仲裁法の改正法案につき call for evidence（根拠に基づく情報提供の照会）手続が開始

2024年1月25日、英国議会上院の委員会が、英国仲裁法（the Arbitration Bill）の改正法案につき、call for evidence（根拠に基づく情報提供の照会）手続を開始しました。この改正法案は、英国司法省が2021年3月、英国法委員会（the Law Commission）に仲裁法の見直しの要否について検討を求めたことに端を発します。2023年9月に公表された英国法委員会の最終レポートは、英国仲裁法は世界的にみて標準的な内容であり、抜本的な改正は望ましくないというものでしたが、それでも改正法案は様々な内容を含んでいます。

その中で目を引くのが、契約書に定められた仲裁条項の準拠法に関する規定です。この点について、2023年2月号の本稿において、イギリスとフランスの最高裁判所が、同一の仲裁条項について相反する判断を示したことを紹介しました。すなわち、仲裁条項の準拠法が明示的に定められていない場合、フランスの最高裁判所（French Cour de Cassation）は、仲裁地の法律（この件ではフランス法）であるとしたのに対し、イギリスの最高裁判所（The UK Supreme Court）は、この仲裁条項を含む契約書の準拠法（この件ではイギリス法）であるとしてしました。

今般の英国仲裁法の改正法案では、フランスの最高裁判所の考え方を採用し、仲裁条項の準拠法は、明示的に定められていない場合、仲裁地の法律になるとしています。英国法委員会の最終レポートによると、その主な理由は二つであり、一つは、ルールの明確化です。もう一つは、イギリスを仲裁地とする案件が増加する中、仲裁条項の準拠法を仲裁地の法律とすることによって、英国仲裁法を適用することが、仲裁手続の促進のため望ましいということ（英国仲裁法が、仲裁手続の促進に資するという考えが前提にあります。）。

英国仲裁法は、国際仲裁の実務で参照されることが多い法規であるため、その改正の動きにつきご紹介いたしました。

パートナー 関戸 麦

☎ 03-5223-7759

✉ mugi.sekido@mhm-global.com

外国法カウンセラー Colin Trehearne

☎ 03-5220-1827

✉ colin.trehearne@mhm-global.com

Client Alert

13. 国際通商／経済安全保障：セキュリティ・クリアランスに関する最終とりまとめの公表及び今後の動向

(1) はじめに

政府は、2024年1月19日、日本におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議の最終とりまとめを公表しました（[内閣官房ウェブサイト](#)、[本文](#)）。

セキュリティ・クリアランス制度は、政府が保有する安全保障上重要な情報として指定された情報（Classified Information、「CI」）にアクセスする必要がある者に対し、政府による信頼性調査を実施した上で、アクセス資格を付与する（クリアランス）制度をいいます。2023年2月21日付で、経済安全保障担当大臣の下にセキュリティ・クリアランス制度の法整備に向けて検討する有識者会議が設置され、同年6月6日に、制度の方向性について、中間論点整理が発表されました。その後、有識者会議において中間論点整理で指摘された論点を中心に議論を続け、最終とりまとめが公表されました。

さらに、2024年1月30日には、経済安全保障推進会議において、最終とりまとめを踏まえた今後の対応についても議論がなされ、岸田総理大臣が高市経済安全保障担当大臣に対し、セキュリティ・クリアランス制度に関する新法案の今国会提出に向けての準備を加速するよう指示しました（[内閣官房ウェブサイト](#)）。

本稿では、最終とりまとめの要点及び今後の動向について概観します。セキュリティ・クリアランスの概要及び中間論点整理のポイントについては、当事務所ニュースレター「[セキュリティ・クリアランスに関する議論の最新動向—中間論点整理の公表を踏まえて—](#)」（2023年6月16日号）もご参照ください。

(2) 最終とりまとめ

① 最終とりまとめの構成

最終とりまとめでは、中間論点整理で指摘されたセキュリティ・クリアランス制度の必要性を前提として、新たな制度の基本的な骨格及び具体的な方向性が示されています。さらに、CI以外の重要な情報の取扱いについても、今回のセキュリティ・クリアランス制度の検討の射程からは外れるとしながらも、今後の検討の在り方が示唆されています。

② 新たな制度の基本的な骨格

基本的な骨格については、トップシークレット（Top Secret）及びシークレット（Secret）に相当するCIの保全枠組みとして諸外国に通用するものとなっている特定秘密保護法との整合性・連続性に配慮し、①政府として秘匿すべき機密情報の指定・解除のルール、②当該情報に対する厳格な管理や提供のルール（情報へのアクセス条件として、個人や事業者のセキュリティ・クリアランスの仕組みも含む）、③漏洩や不正取得に対する罰則を定めることが適当と述べています。

③ 新たな制度の具体的な方向性

Client Alert

具体的な方向性として、第一に、情報指定の範囲については、日本として真に守るべき政府が保有する情報に限定し、そこに厳重な鍵をかけるという基本的な考え方を前提として、制度の対象とすべき経済安全保障上の重要情報があると考えられる分野の具体例が挙げられています⁸。加えて、秘密指定の対象は政府が保有している情報であり、政府が保有するに至っていない、民間事業者が保有する情報を政府が一方的に秘密指定することは想定されないこと、また、政府が民間事業者から提供を受けて保有するに至った政府保有情報が秘密指定される可能性はあり得るものの、それによって、当該民間事業者による当該情報の管理に対して直ちに規制が加わるものではないと整理すべきであることが明確化されています。

第二に、情報の管理・提供のルールについては、①行政機関内において、他法令との関係も踏まえながら、必要な規程を整備すること等より適切な情報管理に努めること、②個人に対するクリアランスに関して、調査と信頼性の確認（評価）は別のプロセスであり最終的な評価は各行政機関が行うことを前提に、調査機能を一元化することで、一定期間、調査結果が組織等を超えて有効となるような「ポータビリティ」を持たせ、政府全体で統一に対応しつつ、確認を受ける者の利便性の向上を図ること、③事業者に対するクリアランスについて、保有施設等の物理的管理の適格性に加え事業者そのものの属性や組織の適格性を確認すべきであることを認めつつ、我が国の企業等の実情や他法令等との整合性も踏まえながら、実効的かつ現実的な制度を整備していくことの必要性が提言されています。

第三に、プライバシーや労働法制との関係については、①評価対象者の真の同意を確認するためのプロセス、②対象者の個人情報の保管・共有や目的外利用の禁止、③従業者の調査への同意拒否・取下げや評価結果を理由とした不利益取扱いの防止に係る論点について、中間論点整理に比べてより具体的なプロセスを想定した記載がなされています。

第四に、漏えい等の罰則に関しては、対象となる情報の機微度に応じて、既存の国内法とのバランスを踏まえながら検討していくべきとされており、また、漏えい等が法人の事業活動の一環として行われた場合に法人を処罰する規定を置くことも検討すべきであるとされています。

第五に、新たな制度を適切に実施するための取組として、政府が制度の具体的な中身、必要性等について分かりやすく説明し、民間事業者から見て分かりやすい基準等を作成、公表をしていくこと、民間事業者の海外ビジネス展開を後押しすべく、今回の制度整備を踏まえ、国際的な枠組みについても取組を進めていくこと、民間事業者における保全の取組に対する支援の在り方について合理的な範囲内で検討していくことが必要と提言されています。

④ CI 以外の重要な情報の取扱い

⁸ 国家及び国民の安全を支える我が国の経済的な基盤の保護に関する情報として、①サイバー関連情報（サイバー脅威・対策等に関する情報）、②規制制度関連情報（審査等に係る検討・分析に関する情報）、③調査・分析・研究開発関連情報（産業・技術戦略、サプライチェーン上の脆弱性等に関する情報）、④国際協力関連情報（国際的な共同研究開発に関する情報）といった、経済安全保障上重要な情報の候補が、政府から有識者会議に示されたとのことです。

Client Alert

CI 以外の重要な情報については、今回の制度検討の射程外であり、民間事業者による自主管理が基本としながらも、経済安全保障の観点からも、民間事業者の情報保全のための環境整備に向け、政府として明確な指針等を示していくことの妥当性も含めて検討を進める必要があるとされています。

(3) 今後の動向

最終とりまとめ公表後の 1 月 30 日に開催された経済安全保障推進会議では、最終とりまとめを踏まえた今後の対応として、「政府が保有する経済安全保障上重要な情報について、既存の情報保全制度である特定秘密保護法はトップシークレット/シークレット級のものを保護する制度であることを踏まえ、コンフィデンシャル級のものを保全するための新たな制度を創設することとする」こと等が報告されています。岸田総理大臣が今国会における法案提出に向けた準備を指示したことも踏まえ、指定の対象となる情報の範囲やクリアランス取得の具体的な手続等を含む制度の具体的な内容に係る今後の議論を、引き続き注視していく必要があります。

パートナー 石本 茂彦

☎ 03-5223-7736

✉ shigehiko.ishimoto@mhm-global.com

アソシエイト 滝口 浩平

☎ 03-5293-4869

✉ kohei.takiguchi@mhm-global.com

14. 米国：労働省、従業員と請負人の区分に関する規則の最終案を公表

労働省は、2024 年 1 月 10 日、公正労働基準法（Fair Labor Standards Act）における従業員と請負人の区分に関する規則の最終案（本最終案）⁹を公表しました。本最終案は、2024 年 3 月 11 日に発効します。

1940 年代以降、労働省と裁判所は、従業員と請負人を区分する基準として経済的実態基準（economic reality test）¹⁰を採用してきましたが、2021 年 1 月、トランプ政権下において、異なる基準¹¹を採用する規則（現規則）が公表されました。2021 年 3 月、バイデン政権下において、現規則の発効日が延長されるとともに、現規則は撤回されましたが、その後、当該延期及び撤回の有効性を争う訴訟が提起され、テキサス州東部地区連邦地方裁判所が現規則の発効を命じていました。

⁹ [Federal Register :: Employee or Independent Contractor Classification Under the Fair Labor Standards Act](#)

¹⁰ 複数の要素を総合的に考慮し、経済的な実態として、雇用主に依存しているのか自らのビジネスを行っているのかにより従業員に該当するか否かを判断する基準

¹¹ 雇用主による管理の性質と程度（Nature and degree of control）と、自らの経営手腕次第で損益が生じる機会があるか（Opportunity for profit or loss depending on managerial skill）という 2 つの要素を中心に判断する基準

Client Alert

本最終案は、経済的実態基準に整合的な基準を定めるものであり、具体的には、以下の6要素を総合的に考慮し、経済的な実態として、雇用主に依存しているか否かを判断することにより従業員と請負人を区別する旨の基準を定めています。

- (1) 自らの経営手腕次第で損益が生じる機会があるか (Opportunity for profit or loss depending on managerial skill)
- (2) 自らや雇用主による投資 (Investments by the worker and the potential employer)
- (3) 仕事関係の永続性の程度 (Degree of permanence of the work relationship)
- (4) 雇用主による管理の性質と程度 (Nature and degree of control)
- (5) 業務が雇用主の事業に不可欠なものであるか (Extent to which the work performed is an integral part of the potential employer's business)
- (6) スキルと自発性 (Skill and initiative)

雇用主は、従業員に関しては、最低賃金や時間外割増賃金の支払いにかかる義務等各種の義務を負っていますので、本最終案に基づく従業員と請負人の区分について確認しておく必要があります。

パートナー 加賀美 有人

☎ 03-5223-7757/+1-646-255-1158

✉ aruto.kagami@mhm-global.com

パートナー 鈴木 信彦

☎ 03-6266-8952/+1-646-255-1159

✉ nobuhiko.suzuki@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 須納瀬 史也

☎ 03-5223-7791/+1-646-255-1164

✉ fumiya.sunose@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 川本 健

☎ 03-5220-1868/+1-646-255-1163

✉ ken.kawamoto@mhm-global.com

15. 中国・アジア（タイ）：個人情報保護法（PDPA）における個人情報の第三国への移転に関する告示

タイの個人情報保護委員会（Personal Data Protection Commission：「PDPC」）は、2023年12月25日付で、個人情報保護法（Personal Data Protection Act：「PDPA」）に基づき、個人情報の第三国への移転に関して、PDPA 28条に関する告示（「PDPA 28条告示」）及びPDPA 29条に関する告示（「PDPA 29条告示」）を官報に掲載しました。これらの告示は、2024年3月24日に発効する予定です。本稿においては、これらの告示の概要をご紹介します。

(1) PDPA 28条告示

PDPA 28条は、個人情報を第三国へ移転するためには、本人の同意が得られている

Client Alert

場合（本人の同意を得る前提として、移転先の国が、個人情報保護のための十分な基準を満たしていないことを本人に通知する必要があります。）等を除き、原則として、移転先の国が「個人情報保護のための十分な水準を満たしている」必要があることを定めています。PDPA 28 条告示は、移転先の国が「個人情報保護のための十分な水準を満たしている」かどうかについて、以下の事由を考慮して判断するとしています。

- PDPA と同等かそれ以上の、個人情報保護のための法的措置や仕組みの存在
- 個人情報保護の法律・規制の執行に責任を負う組織・機関の存在

PDPC は、今後「個人情報保護のための十分な水準を満たしている」国のリストを発行する予定があるとされています。

(2) PDPA 29 条告示

PDPA 28 条の個人情報の第三国への移転に関する原則ルールの例外として、PDPA 29 条は、移転先が共同事業を営む同一の企業グループ・同一の関係事業に属する者であり、その間で PDPC が承認した「個人情報保護方針」を施している場合には、第三国への情報移転が可能であることを定めています。GDPR の BCR（拘束的企業準則）に近い枠組みと理解されています。PDPA 29 条告示は、PDPC が、この「個人情報保護方針」を承認するにあたって、少なくとも以下の基準に適合していることを確認するとしています。

- 関係者（送信者、転送者、受信者、関係する従業員等）に対する法的拘束力・執行力
- 個人情報保護、データ主体の権利、及び、第三国に送信又は転送された個人情報に関する苦情を申し立てる仕組み
- PDPA に準拠した個人情報保護のための措置及びセキュリティ措置

また、PDPA 29 条は、同じく PDPA 28 条の個人情報の第三国への移転に関する原則ルールの例外として、効果的な法的救済措置を含むデータ主体の権利の行使を可能にする「適切な保護措置」を提供する場合、第三国への情報移転を認めています。PDPA 29 条告示は、この「適切な保護措置」として、以下の形式を認めています。

- 標準的契約条項（SCC）
- 認証（詳細は、今後定められる予定）
- 政府機関の間の合意

Client Alert

PDPA 29 条告示は、このうち標準的契約条項（SCC）について、以下のとおり、どのような条項が含まれている必要があるのかを具体的に示しています。

- 個人情報の収集、利用、開示等（個人情報の送信及び転送を含む。）は、PDPA を遵守しなければならないこと
- 個人情報の送信者・転送者・受領者は、PDPA に規定された最低基準に準拠したセキュリティ措置を講じなければならないこと
- 個人情報の受領者が情報処理者である場合、
 - ① 個人情報の送信者又は転送者の指示等に従い、個人情報の収集、利用、開示をしなければならないこと
 - ② データ主体が、PDPA に基づく権利の行使を要求した場合、原則として、速やかに個人情報の送信者又は転送者に通知すること
 - ③（業務終了時に）個人情報の送信者又は転送者が提供する基準及び条件に従い、個人情報を送信者又は転送者に返却するか、個人情報を削除又は破棄するか、データ対象者を識別できないようにし、これらの措置が完了した時点で、個人情報の送信者又は転送者に書面でその旨を確認すること
 - ④ データ侵害について、PDPA に規定されている方法で、侵害を認識してから 72 時間以内に、個人情報の送信者又は転送者に通知しなければならないこと
- 個人情報の受領者が情報管理者である場合、データ侵害について、PDPA に規定されている方法で、原則として、侵害を認識した時点から 72 時間以内に、個人情報の送信者又は転送者に通知しなければならないこと
- データ主体に対する法的救済措置を提供すること、又は、データ主体の権利が保護され、効果的な法的措置によって執行できるように確保すること

また、PDPA 29 条告示は、「国境を越えたデータ移転に関する ASEAN モデル契約条項」や「GDPR に基づく個人情報の第三国の移転に関する標準的契約条項」に準拠して標準的契約条項を作成することも明示的に認めています。但し、ASEAN モデル・GDPR モデルの標準的契約条項に準拠する場合、追加・修正可能な条項は一定の限定が定められている点に留意が必要です。

今回の告示により、ようやく、PDPA における個人情報の第三国への移転に関するルールが明確化され、またその内容も GDPR モデルや ASEAN モデルの標準的契約条項に言及する等、実務的にもかなり踏み込んだ内容となっています。個人情報の第三国への移転について、これまでタイ PDPA 上ルールが明確でない中で、同意に依拠したり GDPR の標準的契約条項に事実上準拠する等いくつか対応が分かれていたと思われませんが、タイで事業を営む企業は、今後、これらの告示の内容を正確に把握し、これに沿った対応・運用を行っていく必要があります。

Client Alert

パートナー 細川 怜嗣
☎ +65-6593-9467 (シンガポール)
☎ 03-6266-8793 (東京)
✉ reiji.hosokawa@mhm-global.com
シニア・アソシエイト 千原 剛
☎ +66-2-009-5079 (バンコク)
☎ 03-5223-7798 (東京)
✉ go.chihara@mhm-global.com

16. 新興国 (UAE) : 新たな企業結合規制を盛り込んだ新競争法の制定

2023年12月29日、アラブ首長国連邦 (UAE) において新競争法が施行されました。今後6ヶ月以内に施行規則が制定される予定となっています。

新競争法では、管轄や適用対象、企業結合規制、罰則等の複数の項目が改正されていますが、本レターでは、特に重要と思われる企業結合規制についてご紹介いたします。

UAEの新競争法では、「経済的集中」("Economic Concentration") : ある企業の財産、権利、株式、所有権又は使用权の全部又は一部を他の企業に移転 (合併又は買収) し、その結果、その企業を『直接的又は間接的に支配』する行為 (競争法1条)、すなわち、市場における支配的地位を創出又は強化するような行為) を行おうとする当事者は、以下のいずれかに該当する場合、取引を実施する前に UAE 経済省 (Ministry of Economy) に届出を行い、事前承認を得る必要があります。

(a) 売上高 : 関連市場における当事者の直近会計年度の年間売上高合計が、UAE 閣僚理事会 (Council of Ministers) が決定する金額を超える場合

(b) 市場占有率 : 関連市場における当事者の直近の会計年度の取引の合計占有率が、UAE 閣僚理事会が決定する金額を超える場合

旧競争法では、取引当事者の市場占有率の合計が40%を超える場合にのみ届出が必要とされていましたが、新競争法では市場占有率の基準に加え、売上高の基準も設けられており、大きな変更といえます。旧競争法においては、ほとんどの取引は基準となる市場占有率を満たさず、届出がなされる事例は少数にとどまっていたましたが、新競争法では、より多くの取引において届出がなされることとなることが予想されます。具体的な売上高と市場占有率の基準は施行規則にて規定される予定です。

また、旧競争法では、届出に対する経済省大臣の回答がない場合には承認がなされたものとみなされていましたが、新競争法では、無回答は承認拒絶とみなされることとなります。

さらに、旧競争法では中小企業に対する免除規定がありましたが、新競争法ではこの免除規定が削除されました。その結果、取引当事者の一方が相当規模の事業を行っていない場合であっても、届出が必要となる可能性があります。

上記の届出要件を満たしているにもかかわらず、UAE 経済省に届出をすることなく取引を行った当事者には、前年度中に UAE において当該取引に係る製品又はサービス

Client Alert

から得た年間総収入の2%以上10%以下の額の罰金が科される可能性があります。年間総収入の額が特定できない場合には、罰金は50万～500万AED（約13.6万～130万米ドル）の間で設定されます。

新競争法は、UAEで事業を営む企業やUAEからの収益がある企業を含め、UAEに関連する取引を計画している企業に対し、より厳しい規制を課すものです。UAEにおけるM&Aを検討している企業等、UAEの競争規制の影響を受ける可能性のある企業は、現在進行中の取引への潜在的な影響が懸念されるため、新たに制定される予定の施行規則の内容を含む今後の動向を注視する必要があります。

パートナー 西尾 賢司

☎ +84-28-3622-2602/03-6266-8762

✉ kenji.nishio@mhm-global.com

アソシエイト 菊池 春香

☎ 03-5293-4907

✉ haruka.kikuchi@mhm-global.com

アソシエイト 野々口 華子

☎ 03-6266-8712

✉ hanako.nonoguchi@mhm-global.com

Client Alert

セミナー情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html>

- セミナー 『第 5298 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「プロジェクトファイナンスの実務～リスク分担の押さえておくべきポイント～」』
開催日時 2024 年 2 月 8 日（木）13:30～16:30
講師 末廣 裕亮
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

- セミナー 『第 37 回拡大版中国ビジネス実務セミナー 中国現法ガバナンスの最新法務事情——会社法改正・外商投資法等を踏まえて』
開催日時 2024 年 2 月 8 日（木）15:00～16:30
講師 石本 茂彦
主催 一般社団法人日中投資促進機構

- セミナー 『映文連著作権セミナー「生成 AI に関する著作権と映像関係の著作権最新動向」』
開催日時 2024 年 2 月 9 日（金）16:00～18:00
講師 齋藤 浩貴
主催 公益社団法人映像文化製作者連盟

- セミナー 『海外子会社における不祥事の初動対応と予防～海外贈賄などの具体的なケーススタディも含めて～』
開催日時 2024 年 2 月 13 日（火）10:00～12:00
講師 御代田 有恒
主催 株式会社経営調査研究会

- セミナー 『【2024 年 4 月施行】再エネ特措法改正後の押さえておくべき必須事項～知らなかったでは済まされない多数のルールと問題となりやすい論点～』
開催日時 2024 年 2 月 13 日（火）13:30～15:30
講師 鮫島 裕貴、瀬戸 幸之助
主催 日本ナレッジセンター

Client Alert

- セミナー 『第 5307 回金融ファクシミリ新聞社セミナー 変わる M&A ルール「企業買収における行動指針」の策定と実務への影響～「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」の議論状況も踏まえながら～』
開催日時 2024 年 2 月 14 日（水）13:30～15:30
講師 保坂 泰貴
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

- セミナー 『公務員との関わり方における留意事項とコンプライアンス～「渡す」、企業として「受けとる」の勤所から刑事対応まで～』
開催日時 2024 年 2 月 16 日（金）13:30～16:30
講師 今泉 憲人
主催 株式会社経営調査研究会

- セミナー 『【オンライン】新しい四半期開示とディスクロージャーの重要トピック～2023 年改正金商法及び関連政府令、東証規則を徹底解説～』
開催日時 2024 年 2 月 20 日（火）14:00～16:00
講師 宮田 俊
主催 一般社団法人企業研究会

- セミナー 【申込受付中】『ESG と不動産』（第 222 回ビジネスロー研究会）
開催日時 2024 年 2 月 21 日（水）15:00～16:30
講師 山本 義人
主催 森・濱田松本法律事務所
上記のセミナーにつきましては、※会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてお申込みを受け付けております。
※MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。

- セミナー 『市民社会とトリアージ—今後の人文社会学的議論に向けた論点整理—』
開催日時 2024 年 2 月 24 日（土）15:30～16:50
講師 南谷 健太
主催 日本災害医学会

Client Alert

- セミナー 『インド M&A 入門～外資規制、DD の典型論点や契約交渉のポイントも踏まえて～』
開催日時 2024 年 2 月 26 日（月）10:00～12:00
講師 御代田 有恒
主催 金融財務研究会

- セミナー 『第 5311 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「コーポレート PPA 活用のための基礎知識習得—法令上のポイントと契約上の留意点を分かりやすく解説—」』
開催日時 2024 年 2 月 26 日（月）13:30～15:30
講師 木村 純
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

- セミナー 『株式コーポレート PPA の規制と最新論点～ファイナンスの視点からの分析・最新の制度変更を踏まえて～』
開催日時 2024 年 2 月 27 日（火）13:00～15:00
講師 鮫島 裕貴
主催 株式会社新社会システム総合研究所

- セミナー 『ベンチャー・キャピタル／プライベート・エクイティ・ファンドの組成・規制対応・契約実務～直近の改正等の最新トピックを含めて実務を詳説～』
開催日時 2024 年 2 月 28 日（水）13:30～16:30
講師 中野 恵太
主催 株式会社金融財務研究会

- セミナー 『ジョイントベンチャー案件の留意点～デュー・デリジェンス、契約交渉、設立後に関し豊富な実例を交えて解説～』
開催日時 2024 年 3 月 1 日（金）10:00～12:00
講師 岡野 貴明
主催 株式会社金融財務研究会

- セミナー 『企業における利用態様を踏まえた基礎からメリット・デメリットまで「ChatGPT を含む生成 AI 活用の法務実務」～利用態様を踏まえた実務上の注意点・情報管理や知的財産権との関係の勘所～』
開催日時 2024 年 3 月 4 日（月）13:30～15:30
講師 田中 浩之
主催 株式会社 JPI（日本計画研究所）

Client Alert

- セミナー 『第 5316 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「日本の暗号資産法制を踏まえた米国・欧州における暗号資産の規制動向」』
開催日時 2024 年 3 月 4 日（月）13:30～15:30
講師 尾登 亮介
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

- セミナー 『第 5317 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「上場企業エクイティ・ファイナンスの要諦ーグローバルオフリングや PIPE s に必要な手続きも解説ー』
開催日時 2024 年 3 月 5 日（火）13:30～15:30
講師 宮田 俊
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

文献情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

- 本 『AI ガバナンス入門: リスクマネジメントから社会設計まで』(2023 年 12 月刊)



出版社 株式会社早川書房
著者 羽深 宏樹

- 本 『Lexology In-Depth Artificial Intelligence Law Edition 1』(2024 年 1 月刊)



出版社 Law Business Research Ltd.
著者 増田 雅史、輪千 浩平（共著）

- 論文 「合併事業に関する実務上の諸論点（中）（下）ー合併会社の運営上の視点を踏まえてー」
掲載誌 旬刊商事法務 No.2345、2346
著者 （中）松下 憲、足立 悠馬、松尾 博美（共著）
（下）松下 憲、柿元 将希、足立 悠馬（共著）

Client Alert

- 論文 「クロスセクター・サイバーセキュリティ法（第2回）サイバーセキュリティ×個人情報保護法—個人データ漏えい等対応における諸論点」
掲載誌 NBL No.1256
著者 蔦 大輔、北山 昇（共著）
- 論文 「クロスセクター・サイバーセキュリティ法（第3回）サイバーセキュリティ×会社法—内部統制システムの構築とランサムウェア対応」
掲載誌 NBL No.1258
著者 奥山 健志、蔦 大輔（共著）
- 論文 「Introduction 宇宙ビジネス 第4回 打上げビジネスとルール — 打上げ契約の特殊性と事故発生時の賠償責任」
掲載誌 ビジネス法務 Vol.24 No.1
著者 毛阪 大佑（共著）
- 論文 「〈AI ガバナンス相談室 第1回〉 AI ガバナンス「導入編」」
掲載誌 ビジネス法務 Vol.24 No.2
著者 岡田 淳、羽深 宏樹（共著）
- 論文 「責任追及を見据えた従業員不正の対処法 第2回 キックバック」
掲載誌 ビジネス法務 Vol.24 No.2
著者 木山 二郎、今泉 憲人、大屋 広貴（共著）
- 論文 「Introduction 宇宙ビジネス 第5回 打上げビジネスと法規制 — さまざまな打上げ手法と手続規制の概要」
掲載誌 ビジネス法務 Vol.24 No.2
著者 毛阪 大佑（共著）
- 論文 「〈AI ガバナンス相談室 第2回〉 AI ガバナンス「AI 利用事業者編」①」
掲載誌 ビジネス法務 Vol.24 No.3
著者 岡田 淳、羽深 宏樹（共著）
- 論文 「〈実務解説〉半導体をめぐる主要国の規制と産業支援の最新動向」
掲載誌 ビジネス法務 Vol.24 No.3
著者 宮岡 邦生、工藤 恭平（共著）

Client Alert

- 論文 「責任追及を見据えた従業員不正の対処法 第3回 従業員による不正書き込み」
掲載誌 ビジネス法務 Vol.24 No.3
著者 木山 二郎、今泉 憲人、加瀬 由美子（共著）
- 論文 「[特集] GDPR をめぐる動き：GDPR の執行状況と EDPB の活動状況—GDPR の施行から 5 年の軌跡」
掲載誌 ジュリスト No.1593
著者 岡田 淳
- 論文 「企業法務最前線〈第 263 回〉新たに導入されたステマ規制の概要とマーケティングに与える影響」
掲載誌 月刊監査役 No.758
著者 高宮 雄介
- 論文 「米欧英・シンガポールにおけるステーブルコインを巡る規制動向」
掲載誌 週刊金融財政事情 No.3525
著者 尾登 亮介
- 論文 「カーボン・クレジット市場の現状と今後の見通し」
掲載誌 会計・監査ジャーナル Vol.36 No.2
著者 木山 二郎
- 論文 「被害法人・被疑法人両者のケースを確認 営業秘密侵害事案における刑事実務上の対応策・予防策」
掲載誌 旬刊経理情報 No.1699
著者 今泉 憲人
- 論文 「メタバース・生成 AI の知的財産法上の課題と企業対応（前編）著作権法」
掲載誌 会社法務 A2Z No.200
著者 田中 浩之、松井 佑樹（共著）
- 論文 「サイバーセキュリティに関する法令にはどのようなものがあるか」
掲載誌 日経 Robotics 2024 年 1 月号
著者 蔦 大輔

Client Alert

- 論文 「〈金融商事の目〉サステナビリティの経営と法務」
掲載誌 金融・商事判例 No.1680
著者 田井中 克之
- 論文 「エンタテインメント分野における生成 AI の利用と著作権」
掲載誌 月刊コピーライト No.752 Vol.63
著者 齋藤 浩貴
- 論文 「AI ガバナンスの観点からみた著作権」
掲載誌 月刊コピーライト No.753 Vol.63
著者 岡田 淳
- 論文 「生成 AI の可能性と法的論点 第 4 回 生成 AI 活用と個人情報・プライバシー②」
掲載誌 銀行法務 21 No.906
著者 田中 浩之、塩崎 耕平（共著）
- 論文 「生成 AI の可能性と法的論点 第 5 回 生成 AI 活用と企業の情報管理（機密情報・営業秘密・限定提供データ）」
掲載誌 銀行法務 21 No.907
著者 田中 浩之、松井 佑樹（共著）
- 論文 「わが国の M&A 法制の今後」
掲載誌 石綿 学
著者 MARR online 350 号
- 論文 「【講演録】インバウンド実務入門 外為法に基づく外資規制の実務」
掲載誌 二弁フロンティア 2024 年 1・2 月号
著者 大川 信太郎
- 論文 「自動運転車に関するアジャイル型の制度設計」
掲載誌 自動車技術 Vol.78 No.1
著者 羽深 宏樹
- 論文 「変容するインドネシアの自動車産業～HEV 対 BEV と輸出シフト～」
掲載誌 海外投融资 2023 年 11 月号
著者 本間 久美子

Client Alert

- 論文 「シンガポールの AI ガバナンスとルール整備の最新動向」
掲載誌 みずほアジアゲートウェイレビュー Vol.167
著者 毛阪 大佑

- 論文 「我が国の民事訴訟における情報・証拠の収集について」
掲載誌 JCA ジャーナル Vol.70 No.11
著者 村田 渉

- 論文 「従業員の海外勤務をめぐる法的留意点」
掲載誌 労務事情 No.1483
著者 安倍 嘉一、上田 雅大、澤 和樹、西村 良

- 論文 「弁護士が精選！重要労働判例 - 第 371 回 社会福祉法人 A（夜勤時間帯における割増賃金算定の基礎単価）事件」
掲載誌 WEB 労政時報
著者 齋藤 愛乃

NEWS

<https://www.mhmjapan.com/ja/news/all/all/list.html>

- The Legal 500 Asia Pacific 2024 にて高い評価を得ました
The Legal 500 Asia Pacific 2024 にて当事務所は日本における以下の分野で上位グループにランキングされ、当事務所の弁護士が各分野にて Hall of Fame、Leading Individuals、Next Generation Partners または Rising Stars の高い評価を得ました。
さらにタイ (Chandler MHM Limited)、ミャンマー (Myanmar Legal MHM Limited)、ベトナムにおいても以下の分野で上位グループにランキングされ、各オフィスに所属する弁護士が各分野にて高い評価を得ております。

JAPAN

分野

Tier 1

Antitrust and competition、Banking and finance、Capital markets、Corporate and M&A、Dispute resolution、Fintech、Intellectual property、Investment funds、Labour and employment、Private wealth、Projects and energy、Real estate and construction、Restructuring and insolvency、Risk management and investigations、Tax、TMT

Client Alert

弁護士

Hall of Fame

- ・ Antitrust and competition: 宇都宮 秀樹
- ・ Capital markets: 鈴木 克昌
- ・ Corporate and M&A: 石綿 学
- ・ Real estate and construction: 小澤 絵里子
- ・ Tax: 大石 篤史

Leading Individuals

- ・ Antitrust and competition: 伊藤 憲二
- ・ Banking and finance: 佐藤 正謙、小林 卓泰、青山 大樹
- ・ Capital markets: 尾本 太郎、根本 敏光
- ・ Corporate and M&A: 棚橋 元、大石 篤史、松下 憲
- ・ Dispute resolution: 飯田 耕一郎、関戸 麦
- ・ Fintech: 増島 雅和、堀 天子
- ・ Intellectual property: 三好 豊、小野寺 良文、岡田 淳
- ・ Investment funds: 竹野 康造、三浦 健、大西 信治
- ・ Labour and employment: 高谷 知佐子、荒井 太一、安倍 嘉一
- ・ Private wealth: 大石 篤史、酒井 真
- ・ Projects and energy: 小林 卓泰、岡谷 茂樹
- ・ Restructuring and insolvency: 藤原 総一郎、山崎 良太、稲生 隆浩
- ・ Risk management and investigations: 藤津 康彦、梅津 英明、山内 洋嗣
- ・ Tax: 酒井 真
- ・ TMT : 林 浩美、岡田 淳

Next Generation Partners

- ・ Antitrust and competition: 藤田 知也
- ・ Banking and finance: 末廣 裕亮、白川 佳
- ・ Capital markets: 田井中 克之
- ・ Dispute resolution: ダニエル・アレン
- ・ Fintech: 石橋 誠之
- ・ Private wealth: 小山 浩
- ・ Projects and energy: 村上 祐亮、野間 裕亘
- ・ Real estate and construction: 佐伯 優仁、蓮本 哲
- ・ Restructuring and insolvency: 片桐 大
- ・ Tax: 小山 浩、栗原 宏幸
- ・ TMT: 蔦 大輔

Client Alert

Rising Stars

- ・ Antitrust and competition: 竹腰 沙織
- ・ Fintech: 寺井 勝哉
- ・ Intellectual property: 桑原 秀明
- ・ Labour and employment: 濱 史子
- ・ Private wealth: 安部 慶彦
- ・ Risk management and investigations: 金山 貴昭、今泉 憲人

THAILAND

分野

Tier 1

Projects and energy

Tier 2

Banking and finance、Corporate and M&A、Dispute resolution、Restructuring and insolvency

Tier 3

Insurance、Labour and employment、Real estate and construction

弁護士

Hall of Fame

- ・ Banking and finance: ジェッサダー・サワッディポン
- ・ Projects and energy : ジェッサダー・サワッディポン

Leading Individuals

- ・ Banking and finance: ジョセフ・ティスティウオン
- ・ Projects and energy: ジョセフ・ティスティウオン
- ・ Real estate and construction : ジョセフ・ティスティウオン

Rising Stars

- ・ Projects and energy: ティップアパー・リムビチャイ

MYANMAR

分野

Tier 1

Projects

Tier 2

Corporate and M&A

Client Alert

弁護士

Leading Individuals

- ・ Projects: 武川 文士

Next Generation Partners

- ・ Corporate and M&A: 井上 淳
- ・ Projects: キンチョー・チー

VIETNAM

分野

Tier 2

Real estate and construction

Tier 4

Banking and finance、Corporate and M&A

- [LSEG Data & Analytics の 2023 年の資本市場リーガルアドバイザー・レビューにて 1 位を獲得しました](#)

LSEG Data & Analytics による 2023 年の資本市場リーガルアドバイザーレビューが発表になり、当事務所は、日本における普通株式の発行体側 金額順のリーガルアドバイザーのランキングにおいて、1 位を獲得いたしました。

- [フィリピンの Tayag Ngochua & Chu 法律事務所との提携のお知らせ](#)

森・濱田松本法律事務所(以下「当事務所」)とフィリピンの Tayag Ngochua & Chu (以下「TNC」)は、この度、戦略的な提携を行うことにつき合意いたしました。本合意に基づき、TNC は当事務所の提携事務所となり、両事務所はフィリピンを含む ASEAN の案件に関するリーガル・サービスを共同で提供いたします。

本提携は、知識の共有等を通じた両事務所の体制の強化と、クライアントによるフィリピンでの投資や事業に関するより質の高いリーガルサービスの提供に資するものです。この取り組みに関して、当事務所は、フィリピンを含む ASEAN におけるコーポレート、M&A、コンプライアンス等の案件において豊富な経験を有する当事務所のパートナー弁護士の園田 観希央と井上 淳が中心となり、TNC との戦略的提携を推進していきます。

当事務所は、長年にわたって、フィリピン案件に関するリーガル・サービスをクライアントに提供してまいりました。当事務所の日本、ASEAN、中国、ニューヨークの各拠点及びネットワークに加え、本提携の開始により、グローバルにク

Client Alert

クライアントに対するサービスを提供する体制がより充実することになります。フィリピンは、国民の平均年齢が約 25 歳と若く、2024 年時点で 1 億 1,000 万人以上とされる人口は、2050 年前後まで増加が続くことが見込まれています。2022 年の GDP 成長率は約 7%と、高い経済成長率を記録しています。これらに加え、教育水準が高く英語を話すことができる労働力、民間企業の発達と高度化、海外からの投資に対する規制緩和の流れ等を背景に、日本、アジアその他の様々な国からフィリピンに対する投資が今後更に増加することが期待されます。

TNC は、弁護士として併せて 40 年以上の経験を有し、フィリピンのリーガルマーケットで高い評価を受けている Carlos Martin Tayag 弁護士、Patricia Cristina Tan Ngochua 弁護士及び Allan Christopher Sy Chu 弁護士を代表パートナーとする独立したフィリピンの法律事務所です。TNC は、M&A、合併事業、企業再編、海外投資、ファイナンス、データプライバシー、情報通信、競争規制、業規制、一般企業法務等の分野における様々な法律問題について、フィリピン内外のクライアントに対して法的助言を提供してきた豊富な経験を有しています。

当事務所と TNC は、本提携を通じて、両事務所の総合力を活かしクライアントの皆様のビジネスの成功にさらに貢献して参る所存です。

➤ ニューヨークオフィス移転のお知らせ

森・濱田松本法律事務所 ニューヨークオフィスは、この度、2024 年 1 月 24 日より下記に移転いたしましたのでご案内申し上げます。

<移転先>

360 Madison Avenue, 24th Floor, New York, NY 10017, USA

TEL : +1-646-255-1148 / FAX : +1-646-255-1149

- 関口 健一 弁護士が IBA (国際法曹協会) Corporate and M&A Law Committee 役員に就任しました
- 松井 佑樹 弁護士が慶應義塾大学大学院 法学研究科 研究員 (非常勤) に就任しました
- 当事務所の弁護士が令和 5 年度産業経済研究委託事業 (スタートアップの人材確保にかかる調査研究) において報告書を提出しました
- 北山 昇 弁護士が京都大学大学院法学研究科附属法政策共同研究センター協力研究員に就任しました